

原子力損害賠償実施方針

令和2年3月31日

四国電力株式会社

【制定・改定の履歴】

制改定の種類	制改定日	内容
制定	令和2年3月31日	原子力損害の賠償に関する法律第17条の2において定められている原子力損害賠償実施方針を制定。

目 次

1	はじめに	1
2	原子力事業者の名称及び住所	1
3	原子炉の運転等に係る事業所の名称及び所在地	1
4	当該事業所で行う原子炉の運転等の種類	1
5	原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額	2
6	原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策	5
6-1	賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方	5
6-2	被害申出窓口の開設の方針	5
6-3	被害の申出の受付の方針	5
6-4	被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針	5
6-5	賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針	6
7	原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置	6
8	原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策	6
9	原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策	6
10	原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策	7
11	損害賠償実施方針の変更の記録	7
12	損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先	7

1 はじめに

本方針は、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害（以下、「原子力損害」という。）の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年法律第147号）第17条の2に基づき定めるものである。

2 原子力事業者の名称及び住所

四国電力株式会社
香川県高松市丸の内2番5号

3 原子炉の運転等に係る事業所の名称及び所在地

伊方発電所
愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40-3

4 当該事業所で行う原子炉の運転等の種類

伊方発電所

- ① 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める
「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
- ② 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める
「核燃料物質等の運搬」
- ③ 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める
「核燃料物質等の運搬」

5 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

伊方発電所

① 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める

「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

ア 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：被保険者が保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。

(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

(2)正常運転によって生じた原子力損害

(3)事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害

(4)被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

金額：1,200億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、次に掲げるもの。

(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

(2)正常運転によって生じた原子力損害

(3)その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)

金額：1,200億円

② 原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に定める

「核燃料物質等の運搬」

ア 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：被保険者が保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。

(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

(2)正常運転によって生じた原子力損害

(3)事故発生日から 10 年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害

(4)被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

金額：40 億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、次に掲げるもの。

(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

(2)正常運転によって生じた原子力損害

(3)その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

金額：40 億円

③ 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める

「核燃料物質等の運搬」

ア 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：被保険者が保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。

(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

(2)正常運転によって生じた原子力損害

(3)事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害

(4)被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

金額：240億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であつて、次に掲げるもの。

(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

(2)正常運転によって生じた原子力損害

(3)その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつて当該事実があつた日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

金額：240億円

6 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

6-1 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

原子力損害の賠償を迅速かつ適切に実施するため、当社は被害者の救済と安心の確保を最優先にすることを基本とし、被害者の状況に応じて誠実かつ柔軟な対応を行う。

6-2 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合、被害申出の受付等を行う被害者相談窓口（以下「窓口」という。）の設置について準備を開始する。

設置場所の選定については、原子力損害の規模や発生状況等を踏まえ、アクセスのよい場所に開設するなど被害者の利便性等を十分に考慮する。

窓口設置の周知については、報道機関へ発表するとともに、当社事業場および関係地方公共団体の公共施設等において、窓口設置をお知らせする資料等を配置するなど広く情報提供を行う。

窓口においては、迅速かつ丁寧に手続きを進めるとともに、相談内容に応じた適切な対応を行う。

6-3 被害の申出の受付の方針

原子力損害の賠償請求の受付に当たっては、被害者に対する案内書類を用意するとともに、周辺住民等からの問合せに適切に対応できるよう準備したうえで、必要に応じ、被害状況の把握や被害者に対する被害申出の方法に関する案内等について、関係地方公共団体と連携し対応する。

請求書の書式及び具体的な添付資料については、被害者間の公平性や手続きの厳格性の観点を踏まえながら、できる限り賠償請求に関する被害者の負担が軽減されるものとし、被害者の個別事情に応じた丁寧な対応を行う。

6-4 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

請求書を受け付けた後の被害者との協議に当たっては、事実関係や被害額の算定等の点について、当事者同士による話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本として対応する。

また、賠償請求後に新たな損害が判明した場合も同様に、話し合いの中で合意を重ねていく。

当社と被害者の間で合意に至った場合には、合意書を取り交わし、その後、速やかに賠償金を被害者に支払う。

6-5 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

迅速かつ適切な賠償のため、社内規程において具体的な業務処理方法及び役割分担等を含む運用の細目をあらかじめ整えておく。

原子力損害賠償責任保険契約については民間保険引受会社、原子力損害賠償補償契約については文部科学省（以下、民間保険引受会社及び文部科学省をまとめて「保険者」という。）との間で、保険金や補償金の算定について速やかな協議を行う。

損害の全てが確定する前の段階であっても、必要に応じて国の仮払い制度を利用することにより、保険者による保険金等の支払いを待たずに、確定した損害部分のみに関する賠償を先行して行うなど、柔軟に対応する。

7 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

業務の遂行に関して取得した個人情報については、法令、関係省庁のガイドライン及び社内規程等を遵守し、適切に取り扱う。

これらの情報は、被害者の被害情報が記録された機微な情報に該当することから、その利用については本業務の遂行に必要な範囲内に限定し、厳重に管理する。

また、被害者との間の賠償請求手続きに関する経過・結果等については、適切に記録・管理、正確に更新・保存する。

8 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から損害賠償に関する業務の担当箇所を定め、保険者や関係地方公共団体等の各関係者と連絡先を共有する。

9 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者から和解仲介手続きの申立てがあった場合は、可能な限り速やかに対応し、紛争解決手続きの迅速化に努める。

また、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示された場合、和解案を尊重しつつ検討するとともに、和解仲介の対応等の手続きに当たっては迅速に対応する。

10 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会において指針が定められた場合には、指針に基づいた迅速な賠償を実施するとともに、指針に示されていない損害についても個別の事情を踏まえ適切かつ柔軟に対応する。

11 損害賠償実施方針の変更の記録

本方針を変更する場合は、その日付と変更内容及びその理由についての履歴を、冒頭に記載する。

12 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

四国電力株式会社

電話番号：087-821-5061（代表）

受付時間：土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く 9:00-17:00

以 上